

## 前橋市創業サポート総合制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内で新たに事業活動を始めようとする者又は開業後3年未満の中小企業者又は中小企業団体に対して、当該事業活動の継続的な発展のため、コンサルタントによる経営面でのサポートを行うほか、利子及び保証料についての一部補助を行うことにより資金面でのサポートを行い、創業者の事業発展を促進し、もって本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体又は事業者が任意に組織した団体をいう。
- (3) 金融機関 市内で群馬県信用保証協会と保証契約を締結している金融機関のうち、信託銀行、政府系金融機関（株式会社商工組合中央金庫を除く。）及び労働金庫を除いたものをいう。
- (4) 保証料 群馬県信用保証協会と中小企業者との間の信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証を受ける際に支払う信用保証料のことをいう。

### (制度利用の条件及び内容)

第3条 この制度を利用する条件及び内容は、次のとおりとする。

区 分	内 容
対象業種	次に定める業種を除く業種とする。 (1) 農業 (2) 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。） (3) 漁業 (4) 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） (5) その他信用保証協会の保証対象外業種 (6) 市長が別に定める業種
対象者	次のとおりとする。 (1) 過去1年以内にこの制度を利用しておらず、市内に事業所を設置し新たに事業活動を始める者、中小企業者又は中小企業団体であって、事

	<p>業開始後3年を経過していないもの。</p> <p>(2) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）に該当しないもの。</p>
利用条件	<p>本市が指定する中小企業診断士のコンサルタントを受け、制度の利用が可能と判断された者で、前橋市制度融資「起業家独立開業支援資金融資」、群馬県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金（Cタイプを除く）」、日本政策金融公庫前橋支店融資「新規開業資金」、「女性、若者／シニア起業家資金」、「食品貸付」、「生活衛生貸付」、「新創業融資制度」、「中小企業経営力強化資金」を利用し、融資期間3年以上のもの。</p>
資金使途	<p>運転資金及び設備資金（土地を除く。）</p>
制度内容	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) コンサルタント 本市指定の中小企業診断士による経営コンサルタントを実施する。回数は、制度利用判定のための初回を含めて最大8回までとする。</p> <p>(2) 利子補給 本市の制度融資の利用者が金融機関へ支払った利子相当額を支給する。ただし、融資利率1%以内とする。</p> <p>(3) 保証料補助 本市の制度融資の借入金1,500万円までに係る保証料のうち、保証料率1%を上限とした、保証料相当額を支給する。ただし、制度利用者が保証料を支払わない場合は、この対象とはならない。</p>
制度利用期間	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) コンサルタント 初回は指名された中小企業診断士と協議の上、決定する。2回目以降は融資実行日の3年後の応当日までとする。</p>

	<p>(2) 利子補給 この制度による融資実行後3年間に係る利子を対象とする。</p> <p>(3) 保証料補助 この制度による保証料の当初3年間に係るものを対象とする。</p>
--	---

(制度の申請)

第4条 前条の条件によりこの制度を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、本市に次の書類を添えて、対象となる融資が実行される前に制度の申請を行うものとする。再チャレンジ申請する場合も同様に、対象となる融資が実行される前に申請を行うものとする。

- (1) 創業サポート総合制度申請書(様式第1号)
- (2) 開業計画書
- (3) 開業計画書月次案(任意)
- (4) 申請者が給与所得を得ていた者であることを証明する書類の写し
- (5) 登記事項証明書(法人)又は開業届(個人)の写し
- (6) 事業の許認可証の写し(該当する場合に限る。)
- (7) 再チャレンジ申請書(様式第3号)(該当する場合に限る。)

(コンサルタント)

第5条 この制度のコンサルタントの受診については、次のとおりとする。

区 分	内 容
申し込み	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 初回診断 創業サポート総合制度申請書(様式第1号)により申し込む。</p> <p>(2) 2回目以降の診断 創業診断申込書(様式第10号)により申し込む。</p> <p>(3) 各回のコンサルタント実施時に決算書又は確定申告書、収支予算書等を提出するものとする。</p>
中小企業診断士	<p>本市が指定する中小企業診断士の中から診断士を指名する場合は、創業サポート総合制度申請書(様式第1号)に記載すること。指名がない場合は、市へ選出を一任することができる。制度利用期間中は原則1回まで、診断士を変更することができるものとする。</p>
診断内容	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 初回診断 創業計画又は創業内容について中小企業診断士との面談を行い、制度利用の可否の判断を受ける診断をいう。初回診断結果における制度利用の承認・不承認の効力は、通知日</p>

	<p>を起算日として1年後の応当日までを有効期間とする。ただし、診断において制度利用について不承認と判断された者が、本市の特定創業支援等事業を受講し、その証明書を手に入れた場合は、1度に限り1年以内でも再申請を認めることとする。申請の際には、制度の申請書類のほかに再チャレンジ申請書（様式第3号）を提出するものとする。</p> <p>(2) 2回目以降の診断 創業内容及び事業経営について診断を受ける。また、財務、経営、人材育成、販売方法についても指導を受けるものとする。</p> <p>(3) 申請者がまちなか開業支援補助金を利用している場合には、初回診断及び2回目以降の診断を省略することができるものとし、まちなか開業支援補助金による初回診断結果に基づき、本制度の利用可否について判断することができるものとする。</p>
<p>診断回数</p>	<p>初回診断と定期診断、自由診断を含め、最大8回までとする。初回診断後は、融資実行日の6か月後、1年後、1年6か月後、2年後及び3年後に必ず定期診断を行い、その他に希望がある場合は、融資実行日の3年後までに適時2回までの診断を受けることができるものとする。</p>
<p>定期診断</p>	<p>融資実行日を基準日とする。定期診断の受診期間は、基準日の、6か月後、1年後、1年6か月後、2年後及び3年後の応当日前後30日以内とする。なお、特段の事情がある場合は、6か月後の定期診断については、前後60日以内とし、3年後の定期診断については、協議によって決定することができる。</p>

(承認通知)

第6条 市長は、前条に基づきコンサルタントの初回診断を受診し、中小企業診断士から制度の利用が可能と判断された者に、創業診断通知書（様式第9号の1）及び創業診断報告書（様式5号の1）を送付するものとする。制度の利用が不可能と判断された者には、創業診断通知書（様式第9号の2）、創業診断報告書（様式5号の1）及び審査報告書（様

式第6号)を送付するものとする。

(利子補給の手続)

第7条 この制度の利子補給手続等については、次のとおりとする。

区 分	内 容
補助対象者	前橋市独立開業支援資金融資制度を利用した者で、前条によって制度利用が可能と判断され、第5条のコンサルタント(定期診断)における未受診がないもの(特段の事情がある場合を除く)。
対象経費	前橋市起業家独立開業支援資金の借入当初3年間に係る借入金利子
交付内容	(1) 1月1日から12月31日までの間に、この制度を利用して支払った前橋市起業家独立開業支援資金制度に係る利子(返済期日遅延による利子は対象外)で、融資利率1%までの額。 (2) 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (3) 補給金の申請期間は、この制度による融資実行日から4年以内とする。
交付条件	補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、利子補給の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
交付申請の方法、時期、書式等	支払った利子の交付申請は、翌年の1月中に、次の書類を提出すること。 (1) 利子補給金・保証料補助金交付申請書(様式第11号) (2) 利子支払証明書(様式第12号)又はそれと同等の内容を証明するもの (3) 補助事業内容説明書(別紙) なお、第8条の保証料補助と同時に申請する場合は、各書類を兼用することができる。
交付決定の時期	申請書類等の審査及び調査を行い、速やかに交付の可否、金額等を決定し通知するものとする。

<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>交付決定後、利子補給金・保証料補助金交付請求書（様式第14号）により請求すること。          上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払うものとする。          なお、第8条の保証料補助と同時に申請する場合は、請求書を兼用することができる。</p>
<p>交付決定の取消し又は補給金の返還</p>	<p>1 次の場合は、対象期間内であっても補給金の交付が打ち切られるものとする。          (1) 対象事業の譲渡、廃止、市外への移転の事実があったとき。          (2) 対象融資の繰り上げ償還を行ったとき。          (3) その他第9条の辞退届が提出された場合、辞退理由が発生したとき。</p> <p>2 次の場合は、対象期間の補給金における交付決定の全部又は一部が取り消されるものとする。          (1) 申請に虚偽があったとき。          (2) 借入金を目的外に使用したとき。          (3) 金融機関との約定による貸付条件に違反しているとき。          (4) 市税を滞納しているとき。          (5) その他市長が、利子補給の目的を達することができないと認めたとき。</p> <p>3 次の場合は、指定された期限までに既に交付した補給金の全部又は一部を返還しなければならない。          (1) 補給金の交付を受けた後、補給金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p>

(保証料補助)

第8条 この制度の保証料補助手続等については、次のとおりとする。

区 分	内 容
<p>補助対象者</p>	<p>前橋市独立開業支援資金融資制度を利用した者で、第6条による承認通知で制度利用が可能と判断され、第5条のコンサルタント（定期診断）における未受診がないもの（特段の事情がある場合を除く）。</p>

<p>対象経費</p>	<p>この制度を利用して支払った、前橋市起業家独立開業支援資金に係る、保証開始日から3年間の保証料とする。ただし、当初借入金1,500万円までに係る保証料で、保証料率1%までのものとする。</p>
<p>交付金額</p>	<p>(1)算出方法は下記のとおりとする。</p> $\frac{\text{保証料総額}}{\text{※保証期間}} \times \textcircled{1} \left[ \frac{1}{\text{保証料率}} \right] \times \textcircled{2} \left[ \frac{1,500 \text{万円}}{\text{保証金額}} \right]$ <p>※保証期間は以下のとおり算出を行うものとする。</p> $\text{保証期間} = \frac{\text{保証期間の末日(日)} - \text{融資実行日(日)}}{365 \text{日}}$ <p>※保証期間の末日は、最終返済日とする。</p> <p>①保証料率が1%を超える場合のみ  ②保証金額が1,500万円を超える場合のみ</p> <p>(2) 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  (3) 補助金の申請期間は、この制度による保証開始日から4年以内とする。  (4) 交付金額は、支払った保証料を超えないものとする。</p>
<p>交付条件</p>	<p>補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、保証料に関する補助金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければならない。</p>
<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>保証を受けた年の翌年から起算して3年間の各年の1月中に、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 利子補給・保証料補助金交付申請書（様式第11号）  (2) 保証料の支払いが証明されるもの  (3) 補助事業内容説明書（別紙）</p>

	<p>なお、第7条の利子補給と同時に申請する場合は、各書類を兼用することができる。</p>
<p>交付決定の時期</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、速やかに交付の可否、金額等を決定し通知するものとする。</p>
<p>請求の方法、支払時期等</p>	<p>交付決定後、利子補給・保証料補助金交付請求書（様式第14号）により請求すること。  上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払うものとする。  なお、第7条の利子補給と同時に申請する場合は、請求書を兼用することができる。</p>
<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の場合は、対象期間であっても補助金の交付が打ち切られるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象事業の譲渡、廃止、市外への移転の事実があったとき。</li> <li>(2) 対象融資の繰り上げ償還を行ったとき。</li> <li>(3) その他第9条の辞退届が提出された場合、辞退理由が発生したとき。</li> </ol> </li> <li>2 次の場合は、対象期間の補助金における交付決定の全部又は一部が取り消されるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請に虚偽があったとき。</li> <li>(2) 借入金を目的外に使用したとき。</li> <li>(3) 金融機関との約定による貸付条件に違反しているとき。</li> <li>(4) 市税を滞納しているとき。</li> <li>(5) その他市長が、保証料補助の目的を達することができないと認めたとき。</li> </ol> </li> <li>3 次の場合は、指定された期限までに既に交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</li> <li>(2) 返戻保証料が生じた場合で、これまでに交付した金額が、変更後の保証料総額から改めて積算した同期間の補助金額を超える場合、その超える部分の金額</li> </ol> </li> </ol>

(辞退届)

第 9 条 第 6 条の規定による通知（様式第 9 号）を受けた申請者が、この要綱に基づく制度を利用する必要がなくなったときは、速やかに辞退届（様式第 15 号）を市長に提出するものとする。

（変更届）

第 10 条 第 6 条の規定による通知（様式第 9 号）を受けた申請者は、承認を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更届（様式第 16 号）を市長に提出するものとする。

（金融機関）

第 11 条 市長は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、金融機関に報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 9 日から施行する。